

（介護予防）訪問看護
訪問看護ステーション川内 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、有限会社サカコーポレーションが開設する「訪問看護ステーション川内」（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護職員が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（基本方針）

第2条 ステーションの看護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）訪問看護ステーション川内
- （2）広島市安佐南区川内五丁目1番9号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者（看護師） 1名
 - ・管理者は、ステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）看護職員 2.5名以上（常勤換算による）
 - ・看護職員は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成（准看護師は除く）し、利用者又はその家族に説明する。
 - ・看護職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- （3）事務職員 0名
 - ・必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日は日曜日から土曜日とする。
- （2）営業時間は8時30分から17時30分までとする。

(3) 対象者からの電話連絡により、24 時間常時連絡・訪問が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 7 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域内 無料
- ② 実施地域外 通常の実施地域を越えた地点から、50 円/km を徴収する

3 死後の処置料は、20,000 円とする。

4 キャンセル料については次のとおりとする。

- (1) 訪問予定日前日の 17 時 30 分までに、キャンセルの連絡を電話等により受けた場合は、キャンセル料を請求しないものとする。
- (2) 連絡のないまま、サービス担当職員が訪問した場合は、キャンセル料として、1,000 円を請求する。但し、利用者の病状の急変や、止むを得ない場合を除く。

5 保険外看護料は 1 時間につき、8,000 円を実費として請求する。

6 実施地域外の交通費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区・安佐北区・中区・東区・南区（宇品町・似島町を除く）・西区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を仰ぐなど

の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理など)

第10条 看護職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(感染症対策)

第11条 ステーションにおいて、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) 職員は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- (5) その他関係通知の遵守、徹底

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し市町村が行う文書その他の物件の提出、もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問、もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を行った場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 管理者または、従業者は、高齢者からのサインを感じた際は、高齢者虐待防止の為のチェックリストを活用し、管理者へ報告を行う。

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) お客様の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

(身体拘束等)

第14条 ステーションは、指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第3項の「指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図っていく。また、「拘束をしない介護」を目指し、別紙「身体拘束適正化のための指針」「身体拘束等行動制限についてのマニュアル」を定め、下記の体制を整えて実施にあたる。

- (1) 関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など身体拘束廃止のための体制を行うため、身体拘束廃止推進委員会の開催を行う。
- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を身体拘束適正化のための指針に定め対応にあたる。
- (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した「身体拘束に関する記録」の作成、利用者又はその家族への説明を行い、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め「転落予防」ケガの予防であっても「拘束をしない介護」を目指す。
- (4) 身体拘束の実施中、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」の作成及び経過についての記録を行い、利用者又はその家族への説明を定期的に行うこととする。
- (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証を作業の実施及び記録をもとに、身体拘束廃止推進委員会にて行うこととする。
- (6) 職員に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に(年2回)実施する。

(7) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(カスタマーハラスメント)

第 15 条 利用者およびその家族、代理人等は、職員に対して暴言、暴力、セクシュアルハラスメント、長時間の不当な拘束、不当な要求行為等、社会通念上相当の限度を超える言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行ってはならない。

2 上記のようなハラスメント行為があった場合には、事業所は以下の対応を行うものとする。

(1) 当該利用者等に対して注意・警告を行う。

(2) 状況により、面会制限、電話対応の制限等、適切な措置を講じる。

(3) 悪質な場合には、外部の専門機関や弁護士等と連携し、必要に応じて法的措置を講じる。

3 職員がカスタマーハラスメントを受けた場合、速やかに管理者に報告し、対応を協議する。事業所は、職員の安全と人権を守るため、必要な配慮と支援を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 ステーションは、看護職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 1 か月以内

継続研修 年 4 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社サカコーポレーションと訪問看護ステーション川内の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 28 日に一部改訂する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、令和 1 年 11 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、令和 5 年 6 月 27 日に一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日に一部改訂する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日に一部改訂する。